

令和 7 年度第 3 回
東京都国民健康保険運営協議会
資料

東京都保健医療局
令和 8 年 2 月 9 日

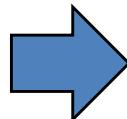
目 次

- 1 令和8年度確定係数に基づく国保事業費
納付金等の算定結果について
- 2 令和6年度東京都国民健康保険事業会計
決算について
- 3 国民健康保険における保険料水準の統一
について

1 令和8年度確定係数に基づく国 保事業費納付金等の算定結果 について

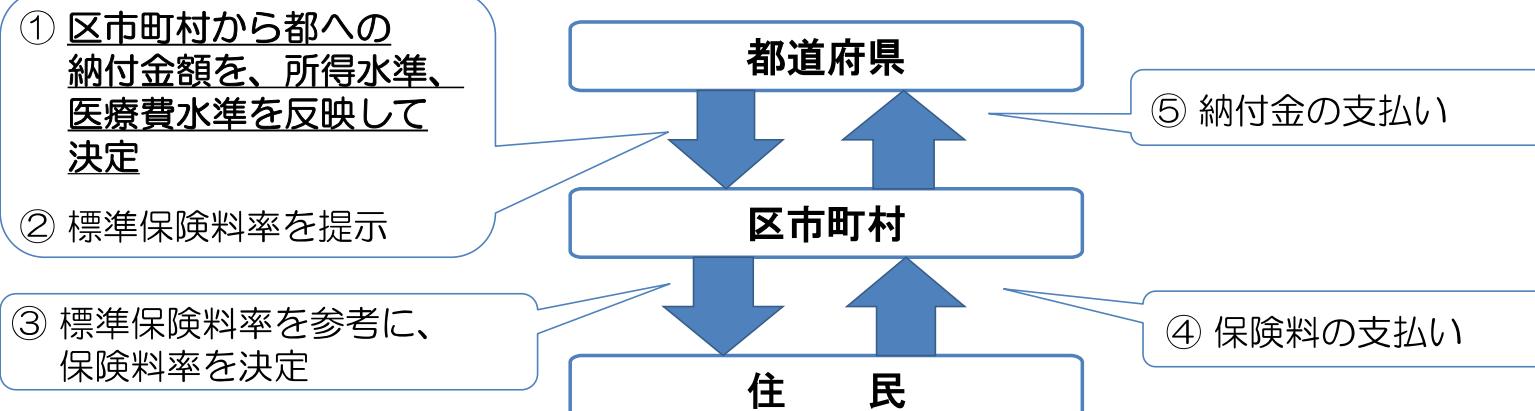
2018年度(平成30年度)以降の国保制度の仕組み

【改革前】
区市町村が個別に運営



【2018年度(平成30年度)～】

- ・財政運営の責任主体が都道府県へ移行
- ・都道府県に国保特別会計を設置



都道府県における納付金の算定

11
月

国の仮係数通知に基づく算定



1
月

国の確定係数通知に基づく算定

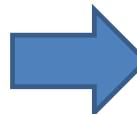
令和8年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

- 令和8年度から新設となる子ども・子育て支援納付金や、後期高齢者支援金及び介護納付金の増に伴い、納付金総額、1人当たり納付金額がともに増なっている

○ 納付金必要額

■令和7年度確定係数による算定

給付費 7,796億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期支援金 1,744億円	3,635 億円	2,217 億円	4,341 億円
介護納付金 653億円			



■令和8年度確定係数による算定

給付費 7,730億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期支援金 1,774億円			
介護納付金 680億円	3,754 億円	2,223 億円	4,374 億円
子ども納付金 167億円			

事 項	R7算定 (確定係数)	R8算定 (確定係数) ※	差	伸び率
被保険者数	245万4千人	239万5千人	▲5万9千人	▲2.4%
給付費総額	7,796億円	7,730億円	▲66億円	▲0.8%
1人当たり給付費等	317,639円	322,690円	5,051円	1.6%
納付金総額 ※	4,341億円	4,374億円 (4,275億円)	34億円 (▲66億円)	0.8% (▲1.5%)
1人当たり納付金額 ※	203,341円	210,624円 (206,464円)	7,283円 (3,123円)	3.6% (1.5%)

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額（R8算定は子ども・子育て支援納付金分を含む）

納付金総額及び1人当たり納付金額の下段のカッコ内には、子ども分を除いた医療・後期・介護の金額及び伸び率を記載している。

令和8年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

- 令和8年度納付金総額は4,374億円となり、令和7年度と比べて34億円の増(伸び率0.8%)となっている
 - 1人当たり納付金額は210,624円となり、令和7年度と比べて7,283円の増(伸び率3.6%)となっている
- 〔1人当たり納付金額増加の主な要因〕
- ・少子化対策の財源となる子ども・子育て支援納付金の新設
 - ・介護給付に充てる納付金及び後期高齢者医療への支援金の増

事項	R8算定 (確定係数)	R7算定 (確定係数)	R6算定 (確定係数)
納付金総額	4,374億円	4,341億円	4,621億円
1人当たり納付金額	210,624円	203,341円	213,354円
前年度 比較	納付金総額	34億円 (0.8%)	▲280億円 (▲6.1%)
	1人当たり納付金額	7,283円 (3.6%)	▲10,013円 (▲4.7%)

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額（R8算定は子ども・子育て支援納付金分を含む）

〔標準保険料率の算定〕

- 納付金から区市町村ごとの保健事業などの費用や、医療費適正化に向けた取組に応じて交付される交付金などの加減算を行い、被保険者から集めなければならない保険料の総額を算出した上で、区市町村ごとの収納率を勘案し、被保険者の人数や所得を基に標準保険料率を算定している。
- 都道府県が区市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図ることとされている。

1人当たり保険料の算定結果(緩和措置後)

◆ 令和8年度確定係数に基づく保険料算定額と令和7年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和8年度確定係数に基づく保険料算定額	令和7年度確定係数に基づく保険料算定額	伸び率
188,209円 (184,049円)	179,856円	4.6% (2.3%)

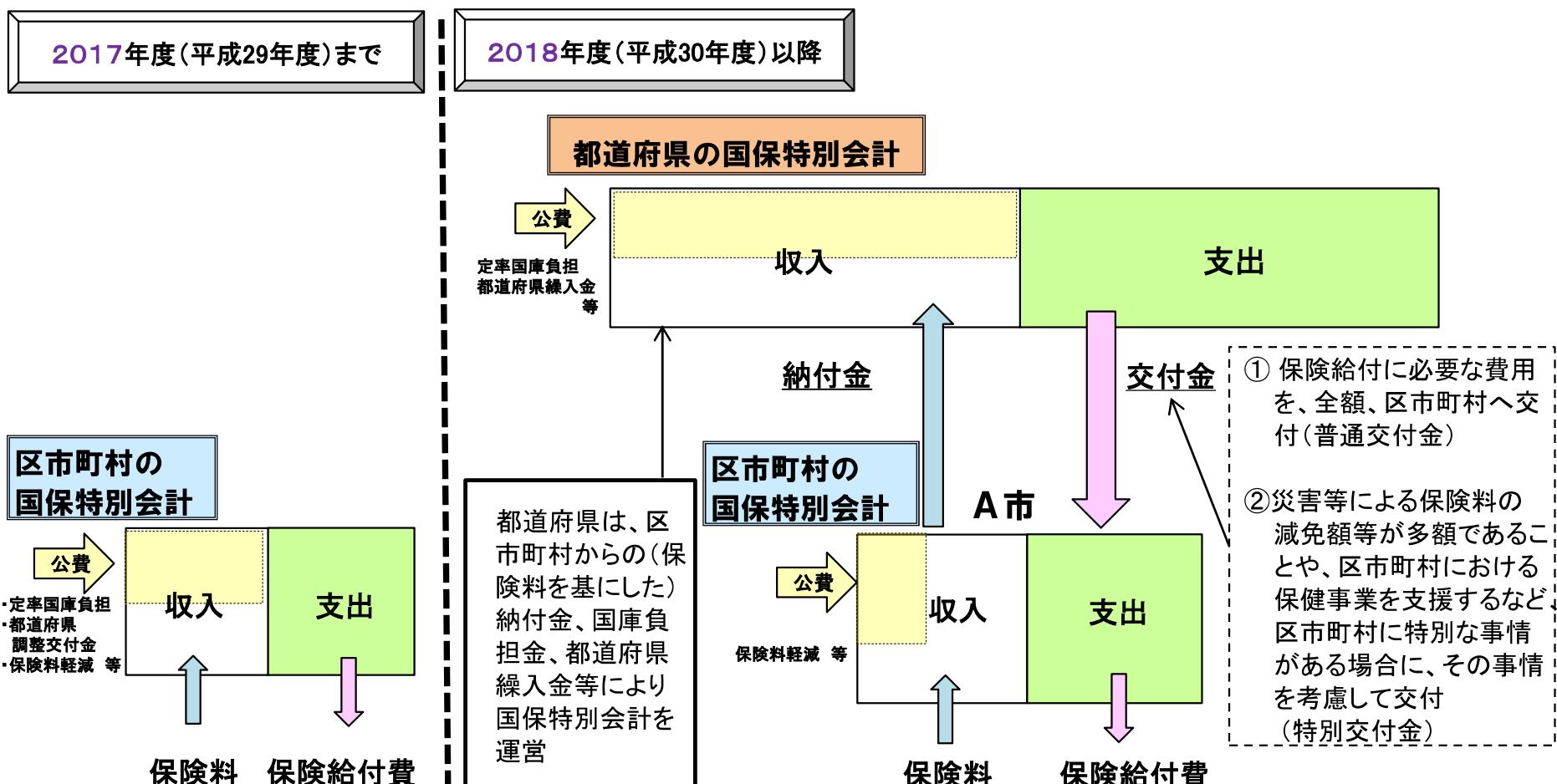
※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

※令和8年度には子ども分を含むため、下段のカッコ内に子ども分を除いた医療・後期・介護の金額及び子ども分を除いた金額で比較した伸び率を記載している。

改革後の国民健康保険財政の仕組み(イメージ)

厚生労働省資料を一部改変

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※都道府県にも国保特別会計を設置
- 区市町村は、都道府県が区市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。



国保事業費納付金の算定

※令和7年度第2回東京都
国民健康保険運営協議会資料抜粋

参考

- 都全体の歳出見込み、歳入見込みを計算し、所得水準、被保険者数等に応じて各区市町村ごとの納付金額を算定
- 令和8年度から、少子化対策の財源となる「子ども・子育て支援納付金」が追加となる

歳出
見込み

医療分（保険給付費等）

後期支援金

介護納付金

子ども・子育て
支援納付金

歳入
見込み

都全体の納付金必要額

公費

前期高齢者交付金

- ・医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて各区市町村ごとの納付金額を算定

A区の納付金基礎額

B市の納付金基礎額

C町

D村

・・・・

A区の納付金基礎額

+

地方単独事業による
国庫減算調整等

A区の納付金基礎額

=

納付金ベースの統一
に向けた緩和措置等

A区の納付金額

都に納める
金額

- ・公費などの個別調整を行う

納付金の算定方法

※令和7年度第2回東京都
国民健康保険運営協議会資料抜粋

参考

[納付金ベースの統一に向けた取組]

- ・令和6年度から、6年間かけて段階的に医療費水準を反映しない算定へ移行
- ・取組を進めるに当たり、都繰入金を活用した緩和措置を実施

【対象】 医療費水準等に係る算定方法の変更により、被保険者一人当たりの納付金が増加する区市町村

【緩和措置額】 増加額の一部(3/4)

納付金ベースの統一に向けた工程表

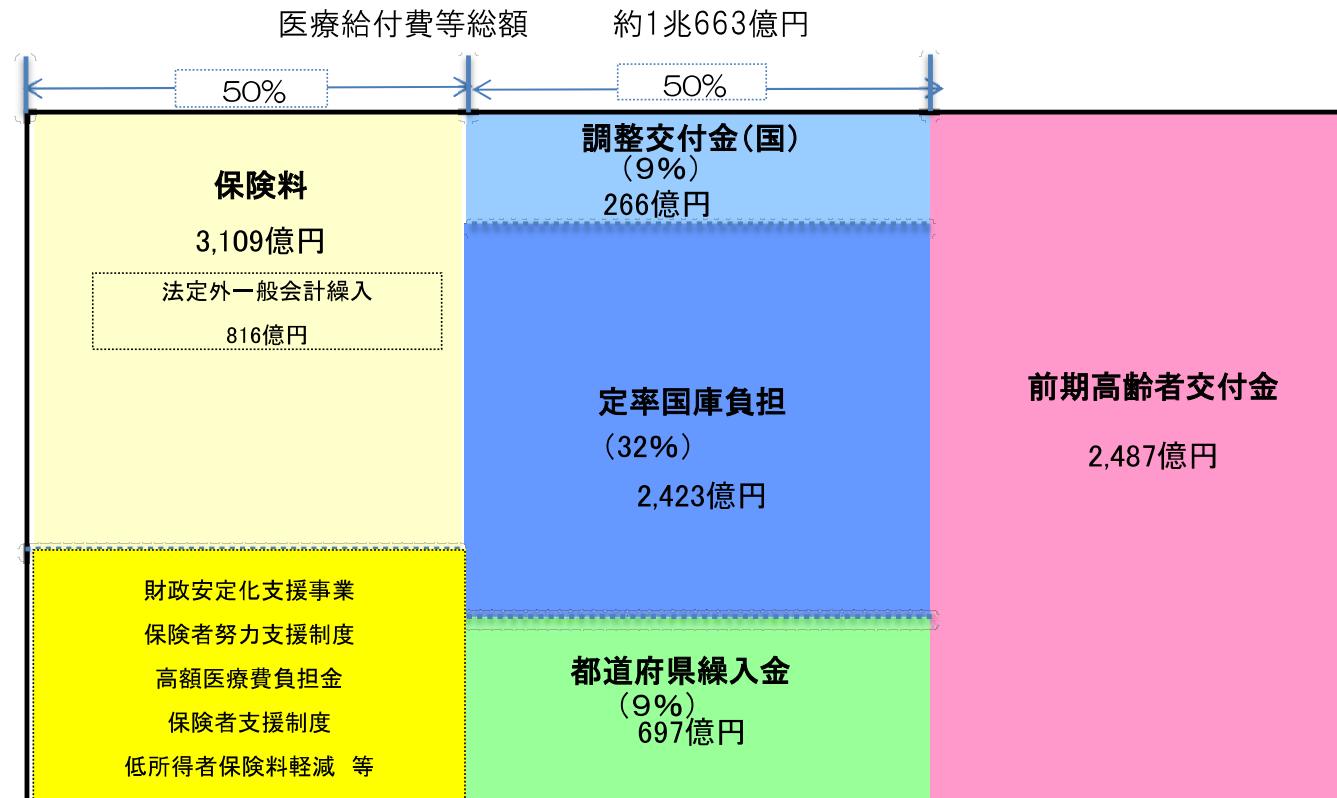


出典: 東京都国民健康保険運営方針(令和6年2月改定)

東京都の国民健康保険の現状

※令和7年度第1回東京都
国民健康保険運営協議会資料抜粋

財源構成(令和5年度決算)



【公費の内訳】

国 3,014億円

都 1,183億円

区市町村 164億円※(そのほかに法定外一般会計繰入816億円)

※保険者支援制度及び低所得者保険料軽減の区市町村負担分

令和7年度・8年度の国公費について（拡充分の全体像）

参考

平成30年度(2018年度)から、国は現行の定率国庫負担金等に加えて、1,700億円の公費を拡充

○財政調整機能の強化

【800億円程度】

<普通調整交付金> 【600億円程度】

R7確定係数
反映額
(全国)

600億円

R7確定係数
反映額
(都)

※1

R8確定係数
反映額
(全国)

600億円

R8確定係数
反映額
(都)

※1

<特別調整交付金（都道府県分）>
【100億円程度】

- 子どもの被保険者

100億円

※2

100億円

※2

<特別調整交付金（市町村分）>
【100億円程度】

- 精神疾患【70億円程度】
- 非自発的失業【30億円程度】

100億円

※3

100億円

※3

○保険者努力支援制度

【800億円程度】

<都道府県分> 【600億円程度】

- 医療費適正化の取組状況（都道府県平均）
- 医療費水準に着目した評価
- 各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況

600億円

25億円

600億円

50億円

<市町村分> 【400億円程度】

※一部、特別調整交付金より配分

312億円
+88億円

30億円

312億円
+88億円

31億円

○その他

特別高額医療費共同事業

60億円

7億円

60億円

7億円

※1 普通調整交付金の総額は190億円（R7確定係数182億円）と示されたが、公費拡充分は不明

※2 特別調整交付金（都道府県分）の総額は16億円（R7確定係数16億円）と示されたが、公費拡充分は不明

※3 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明

納付金の算定方法

〔納付金ベースの統一に向けた取組〕

- ・令和6年度から、6年間かけて段階的に医療費水準を反映しない算定へ移行
- ・取組を進めるにあたり、都繰入金を活用した緩和措置を実施

【対象】 医療費水準等に係る算定方法の変更により、被保険者一人当たりの納付金が増加する区市町村

【緩和措置額】 増加額の一部(3/4)

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

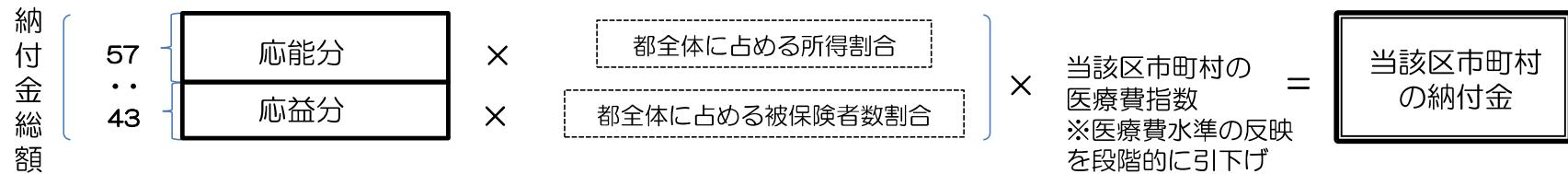
⇒令和8年度は医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$ とし、翌年度以降も段階的に引下げる
(令和5年度までは $\alpha = 1$ (医療費水準を完全に反映)、令和7年度は $\alpha = 0.66$)

(理由) • 納付金ベースの統一に向け医療費水準を反映させない必要があるため

○所得水準の反映

⇒都の所得水準 (医療分 : 1.32 應能分 : 應益分 = 57 : 43 (1.32 : 1)) を反映

(理由) • 同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。



■都繰入金1号分による緩和措置

○納付金ベースの統一に向けた α の引き下げ等の納付金の算定方法を変更することにより、算定方法を変更しなかった場合と比べ、一部の区市町村の納付金（被保険者の保険料）が増加する可能性がある。

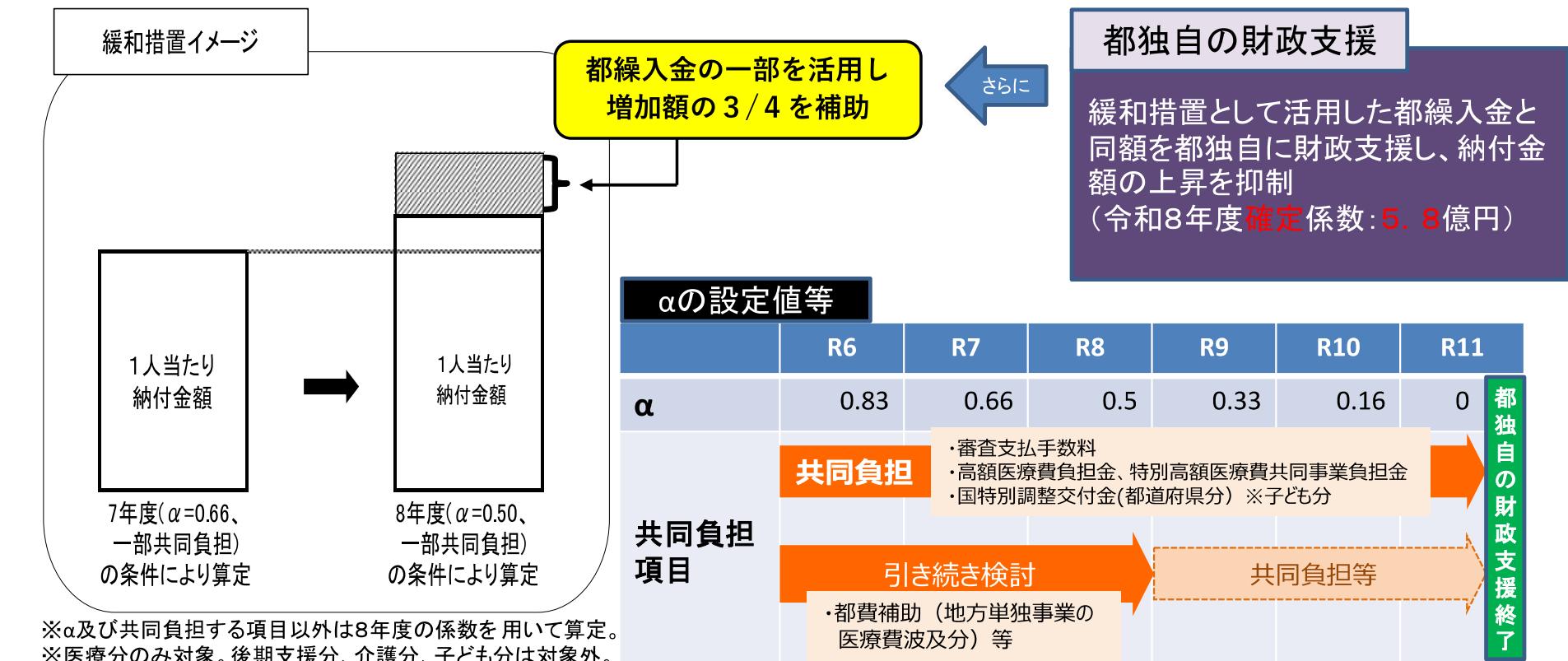
○算定方法の変更による被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、算定方法を変更しなかった場合と比べ、被保険者一人当たりの納付金が増加する区市町村に対して、増加額の一部に都繰入金1号分を活用した緩和措置を行う。

納付金ベースの統一に向けた経過措置(令和8年度)

- 算定年度（令和8年度）の一人当たり納付金額を、 α の値※1、共同負担項目※2について算定前年度（令和7年度）の条件を用いた算定方法と比較し、納付金の増加額の3/4に対して、都繰入金（1号分）を活用した緩和措置を行う。
- 併せて活用した都繰入金（1号分）と同額を都独自に財政支援する。（事業期間：令和6年度～令和11年度）

※1 α は医療費指数反映係数であり、区市町村ごとへ納付金を配分する際に、医療費の水準をどの程度反映させるかを調整する係数。

※2 区市町村個別の納付金への加減算項目の一部について、令和6年度より都全体の収入・支出とし、共同負担を行う



※ α 及び共同負担する項目以外は8年度の係数を用いて算定。
※医療分のみ対象。後期支援分、介護分、子ども分は対象外。

標準保険料率の算定方法

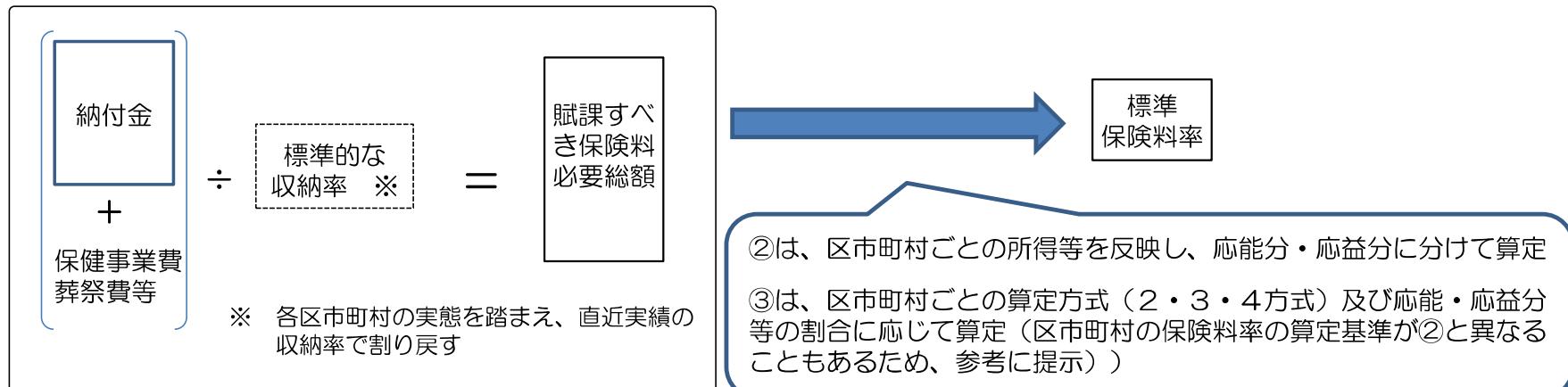
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準にもとづく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割)等)

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



2 令和6年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

令和6年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

○令和6年度の国保特別会計の決算は、歳入約1兆1,001億円に対し、歳出約1兆594億円となり、約407億円の黒字となっている。

○その主な要因は、保険給付費等交付金(主に、区市町村への普通交付金)が見込みより減少したものである。

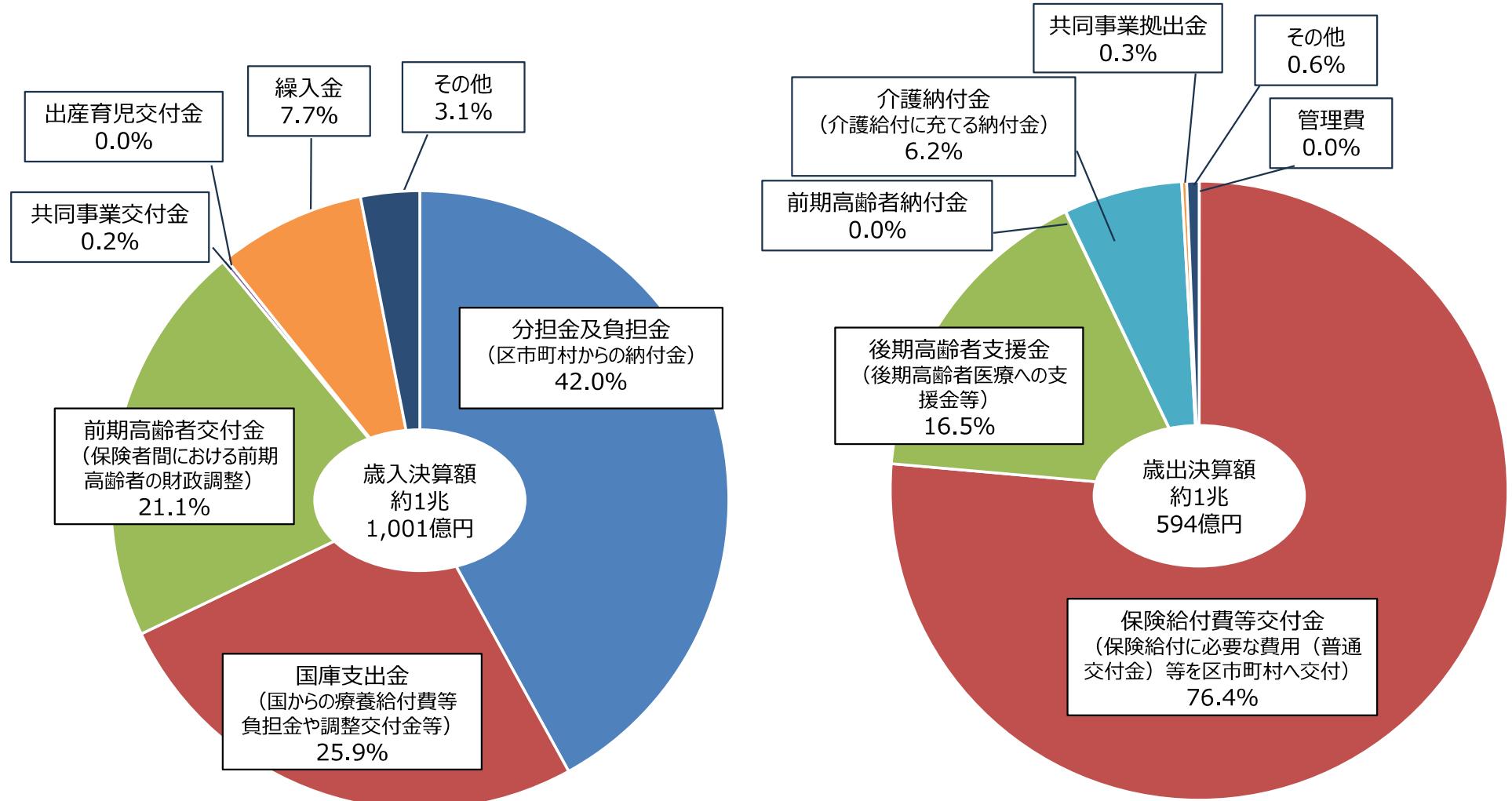
1 決算額

歳入	1兆1,000億9,329万円	歳出	1兆 594億3,855万円
差引歳計剩余金		406億5,474万円	

<歳入> 1兆1,000.9億円		<歳出> 1兆594.4億円	
事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金 (区市町村からの納付金)	4,620.9億円	管理費 (国民健康保険事業に係る事務費等)	1.5億円
国庫支出金 (国からの療養給付費等負担金や調整交付金等)	2,847.2億円	保険給付費等交付金 (保険給付に必要な費用(普通交付金)等を区市町村へ交付)	8,091.1億円
前期高齢者交付金 (保険者間における前期高齢者の財政調整)	2,321.8億円	後期高齢者支援金 (後期高齢者医療への支援金等)	1,745.6億円
共同事業交付金 (特別高額医療費共同事業に係る交付金)	24.9億円	前期高齢者納付金 (保険者間における前期高齢者の財政調整)	3.6億円
出産育児交付金 (後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み)	1.2億円	介護納付金 (介護給付に充てる納付金)	656.4億円
繰入金 (国民健康保険事業に要する費用等に係る一般会計からの繰入金)	846.3億円	共同事業拠出金 (特別高額医療費共同事業及び事務処理に要する費用を拠出)	27.1億円
その他	338.6億円	その他	69.1億円

2 決算の状況

- 歳入について、分担金及負担金が42.0%、国庫支出金が25.9%、前期高齢者交付金が21.1%を占めている。
- 歳出について、保険給付費等交付金が76.4%、後期高齢者支援金が16.5%、介護納付金が6.2%を占めている。



前年度決算との比較

被保険者数の減等による保険給付費の減により、

○歳入について、国庫支出金(主に療養給付費等負担金)が前年度比43億円(1%)の減となっている。

○歳出について、保険給付費等交付金(主に普通交付金)が前年度比214億円(3%)の減となっている。

○歳入

(単位：千円)

科 目	R6決算 (A)	R5決算 (B)	増減 (A-B)	対前年度比
分担金及負担金	462,089,052	459,160,645	2,928,407	101%
国庫支出金	284,715,385	289,037,151	▲ 4,321,766	99%
前期高齢者交付金	232,183,598	248,670,995	▲ 16,487,397	93%
共同事業交付金	2,493,667	2,448,969	44,698	102%
出産育児交付金 ※R6新規	122,629	-	-	-
繰入金	84,625,374	92,983,965	▲ 8,358,591	91%
その他	33,863,583	20,742,373	13,121,210	163%
合 計	1,100,093,288	1,113,044,098	▲ 12,950,810	99%

○歳出

(単位：千円)

科 目	R6決算 (A)	R5決算 (B)	増減 (A-B)	対前年度比
管理費	150,054	121,539	28,515	123%
保険給付費等交付金	809,110,424	830,525,084	▲ 21,414,660	97%
後期高齢者支援金	174,560,871	171,522,525	3,038,346	102%
前期高齢者納付金	359,878	417,821	▲ 57,943	86%
介護納付金	65,642,054	70,579,092	▲ 4,937,038	93%
共同事業拠出金	2,709,222	2,311,824	397,398	117%
その他	6,906,042	14,063,824	▲ 7,157,782	49%
合計	1,059,438,545	1,089,541,709	▲ 30,103,164	97%

3 国民健康保険における保険料水準の統一について

国民健康保険における保険料水準の統一について

保険料水準の統一

都の現状

国民健康保険運営方針（令和6年2月改定）

- 将来的に完全統一※を目指していくが、区市町村における医療費水準や保険料（税）収納率等の差異があるため、直ちに完全統一とすることは困難
- まずは、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いる納付金ベースの統一に取り組み、令和12年度に納付金ベースの統一を目指す。

※完全統一の定義：都内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする。

国の方針

『骨太の方針2024』（令和6年6月21日）

- 国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底する。

『保険料水準統一加速化プラン（第2版）』（令和6年6月26日）

- 完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。
- 全国において、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの完全統一への移行を目標とする。

令和7年度の取組

国の方針を踏まえ、現行の運営方針の中間見直しに向け、区市町村との協議を進めてきた

〈協議内容〉

✓ 保険料水準の完全統一に向けた課題整理や目標年度の設定

検討体制

- 都内国民健康保険事業に係る共通の課題について検討・調整を図ることを目的として設置している「東京都国民健康保険連携会議」において、区市町村との検討、協議を実施
- 特別区（5名）・市（5名）・町村（2名）の国保主管課長、国保連職員、都を含む16名で構成

検討状況

◆ 「東京都国民健康保険連携会議」において、区市町村との検討、協議を実施

＜協議内容＞ 保険料水準の完全統一に向けた**課題整理や目標年度の設定**

＜検討経過＞

第1回 (6/30)、第2回 (8/28)

- ・完全統一の目標年度の設定に係る検討(条件整理,比較)
- ・課題抽出・現状確認、課題整理・検討（検討時期等）

第3回 (11/20)

- ・完全統一の目標年度(案)の検討
- ・完全統一までの工程表(案)の検討

＜区市町村からの主な意見＞

- 目標年度の設定
 - ・ **完全統一までの期間を確保できることが望ましい。**
 - ・ 目標年度を意思決定した後は、**延長せずに確実に達成することが必要**
- 課題① 法定外繰入（赤字）解消
 - ・ 決算補填等目的の法定外繰入をどう解消していくかが**最も大きな課題**
 - ・ 今後も納付金が大きく上昇する可能性があることも勘案すると、**計画的な赤字解消は容易ではない。**
- 課題② 収納率
 - ・ **最高100%から最低84.01%と約16%の開きがある。** 都全体で同じ収納率を用いて標準保険料率を算定することは、収納の過不足を生じさせることとなるため困難
 - ・ **収納率が低い自治体が抱える地域特性**（転出入や外国人、若年層が多いなど）に配慮する必要がある。

保険料水準の統一に向けた主な論点

＜完全統一の目標年度＞

- ✓ いつまでに完全統一を達成するか。

＜完全統一までの工程＞

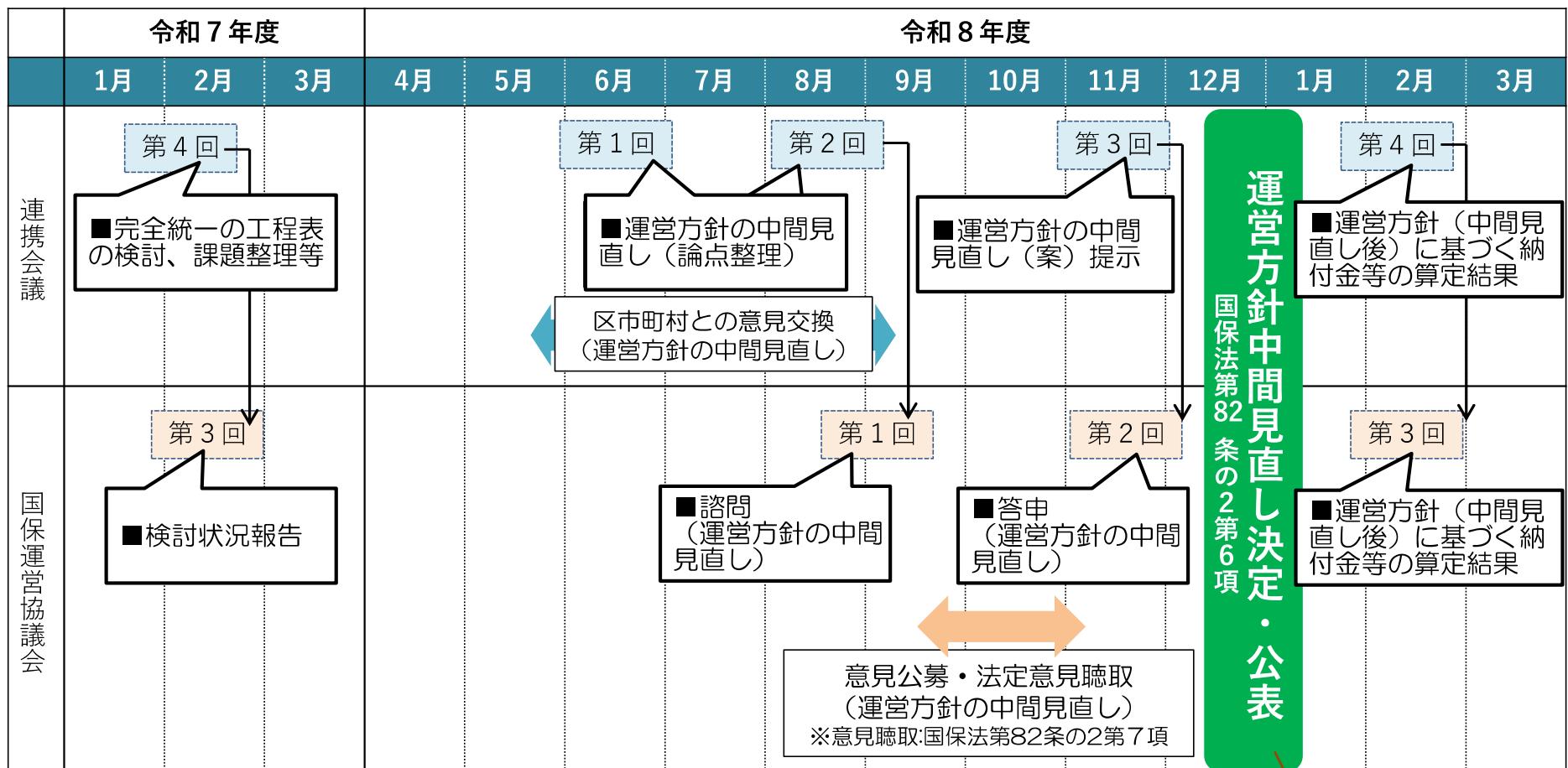
- ✓ いつまでに完全統一に向けた各項目の取扱い*を決定するか。

*区市町村個別の歳入・歳出項目(区市町村で行う保健事業や個別に交付される公費等) や、収納率による調整等の完全統一後の取扱い

- ✓ いつまでに決算補填等目的の法定外繰入（赤字）を解消するか。

→ 運営方針の中間見直しに向けて、引き続き区市町村との検討、協議を重ねていく

国民健康保険運営方針中間見直しに向けたスケジュール（案）



- 完全統一目標年度の設定
 - 完全統一に向けた工程表の策定
このほか、必要な見直しを実施